

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行情）諮問第660号）

答申日：平成29年12月11日（平成29年度（行情）答申第370号）

事件名：アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続に関するリーフレットの配布についての起案文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、佐賀労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月21日付け佐労発基0721第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件は、①「2015（第26回）なくせじん肺キャラバン」要請書、②案内チラシの送付に係る要請事項への回答がわかる文書、③アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続に関する周知に係るリーフレットの配布についての起案文書及びご案内を含む資料一切、について行政文書の開示請求を行ったものである。

しかるに部分的に不開示とされており、③の文書において、「特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり（略）当該情報に係る部分を不開示とした」とあるが、これらの不開示情報は法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年6月20日付け（同月22日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「佐賀労働局が、「石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて」の案内チラシを、対象者と考えられる被災者お

よび遺族に個別案内した件で、(i) その契機となった団体からの要請書（以下「文書①」という。）(ii) 案内チラシの送付に係る要請事項への回答内容がわかる文書（以下「文書②」という。）及び回答内容を検討した議事録（以下「文書④」という。）(iii) 案内チラシの送付に際して、局内で検討した議事録（以下「文書⑤」という。）、起案文書等（当該ご案内文書等を含む資料一切（対象者数も））（以下「文書③」という。）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年8月8日付け（同月12日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書④及び文書⑤については、原処分における法の適用条項を法9条2項に改め、更にその余の本件対象行政文書については原処分における法の適用条項に法5条2号イを追加した上で、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イ並びに法9条2項の規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求について、文書③に係る開示請求対象行政文書である「アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続きに関する周知に係るリーフレットの配付についての起案文書及び添付資料一切」に、文書①及び文書②に係る開示請求対象行政文書が資料として添付されていたので、これを本件対象行政文書として特定した。

なお、文書④及び文書⑤については、諮問に当たり原処分庁に確認したところ、要請に対する回答内容の検討においては会議等による検討は行っていないため、当該議事録は存在しないとのことであった。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報

別表に掲げる番号1ないし番号4の不開示部分については、特定個人の氏名・役職・個人の属性等の情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文に該当し、また同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが適当である。

イ 法5条2号イの不開示情報

別表に掲げる番号4及び番号5の不開示部分については、特定事業

場名等の情報が記載されており，当該情報を開示することにより特定法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イの不開示情報に該当するため，原処分を維持して不開示とすることが適当である。

(3) 新たに開示する部分について

別表に掲げる番号6については，法5条各号に定める不開示情報に該当しないため，新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論等

審査請求人は，審査請求書の中で「これらの不開示情報は法5条1号に該当しない。」と主張するが，本件対象行政文書の不開示情報該当性については，上記3(2)で述べたとおりであるため，審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり，本件対象行政文書については，原処分の一部を変更し，上記3(3)に掲げる部分については新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号及び2号イ並びに法9条2項に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年11月1日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 平成29年7月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年12月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書について，処分庁は，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする決定を行った。諮問庁は，諮問に当たり，原処分で不開示とした部分のうち，一部を新たに開示することとしているが，その余の部分については，法の適用条項に同条2号イを追加し，同条1号及び2号イに該当するとして，なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は，本件対象文書の不開示部分の開示を求めていることから，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる番号1

当該部分は，別紙に掲げる①の文書の提出者の各氏名及び各所属団体並びに役職名であり，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報

であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる番号2ないし番号4

当該部分は、石綿関連疾患認定名簿（以下「認定名簿」という。）の不開示部分であり、認定名簿の左端の欄、「決定年度」、「署」、「年金証書番号」、「ファイルNo.」、「労働保険番号」、「事業場名」、「被災労働者名」、「受給権者名」、「郵便番号」、「住所」、認定名簿の右端の欄の記載に係る部分及び認定名簿2枚目（本件対象文書の4頁。以下同じ。）の各表の標題である。

当該部分は、被災労働者ごとに、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、以下のとおりである。

ア 番号2

(ア) 「年金証書番号」、「ファイルNo.」、「労働保険番号」、「被災労働者名」、「受給権者名」、「郵便番号」及び「住所」

当該部分のうち、「ファイルNo.」を除く部分は個人識別部分であり、「ファイルNo.」についても被災労働者個人に割り当てられている個人ファイルの管理番号であることから、当該部分は、個人識別部分であると認められ、部分開示の余地はない。

(イ) 「決定年度」、「署」、右端の欄の各欄及び認定名簿2枚目の各表の標題

a 当該部分のうち、「決定年度」は、被災労働者が労災補償の支給決定を受けた年度であり、これを公にすると、職場の関係者等一定の範囲の者には、当該者を特定できる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

b 当該部分のうち、「署」は、支給決定を行った労働基準監督署名であり、これを公にすると、被災労働者の事業所所在地が推測されることから、上記aと同様の理由により、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

c 当該部分のうち、右端の欄には、被災労働者ごとの表頭各欄以外の疾患に関わる情報が記載されており、これを公にすると、上記aと同様の理由により、個人の権利利益を害するおそれがある

と認められる。

d 当該部分のうち、認定名簿2枚目の各表の標題は、これを公にすると、被災労働者の事業所所在地が推測されることから、上記aと同様の理由により、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

よって、上記aないしdは、部分開示できない。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)より、番号2については、部分開示できない。

イ 番号4

当該部分は、認定名簿のうち、「事業場名」欄の記載に係る部分であり、これを公にすると、被災労働者が石綿ばく露を受けた事業場名が明らかになることから、上記ア(イ)aと同様の理由により、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示できない。

ウ 番号3

当該部分は、認定名簿の左端の欄であり、上記ア及びイより、認定名簿のうち当該部分を除く部分が部分開示できないことから、当該部分を公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、部分開示すべきである。

上記アないしウより、別表に掲げる番号2は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であり、別表に掲げる番号4は、同号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表に掲げる番号3は、同条1号に該当せず、開示すべきである。

(3) 別表に掲げる番号5

当該部分は、(i)和解要件に該当する事業場名及び(ii)和解要件に該当することからリーフレット送付の対象となる者の人数が分かる部分である。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、(i)については、当該事業場が和解要件に該当するという事実は公表されておらず、また、これまでに和解が行われた事業場名も公表されておらず、(ii)については、和解要件に該当する者の人数は事業場が公にしていない内部情報であるとのことである。

したがって、当該部分は、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号及び2号イに該

当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の5欄に掲げる部分以外の部分は，同条1号及び2号イに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表の5欄に掲げる部分は，同条1号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

本件対象文書

- ① 「2015（第26回）なくせじん肺キャラバン」要請書
- ② 案内チラシの送付に係る要請事項への回答がわかる文書
- ③ アスベスト訴訟（工場労働者型）の和解手続きに関する周知に係るリーフレットの配布についての起案文書及びご案内を含む資料一切

別表

1 本件対象文書のうち一部不開示とされた文書	2 番号	3 不開示部分	4 不開示情報（法条該当号）		5 開示すべき部分
			1号	2号イ	
別紙に掲げる①の文書	1	6頁の不開示部分	○		
別紙に掲げる③の文書	2	3頁不開示部分（表中項目名が記載されている行（手書き部分を除く。）及び全ての列が空欄となっている行並びに番号3に係る部分及び番号4に係る部分を除く。）、4頁不開示部分（表中項目名が記載されている行及び全ての列が空欄となっている行並びに番号3に係る部分及び番号4に係る部分を除く。）	○		
	3	3頁及び4頁の表の最左端の欄の記載に係る部分	○		全て
	4	3頁及び4頁の事業場名欄の記載に係る部分	○	○	
	5	2頁10行目10文字目ないし11行目11文字目、16行目25文字目ないし17行目24文字目、19行目2文字目ないし最終文字、20行目2文字目ないし最終文字、21行目2文字目ないし最終文字並びに28行目5文		○	

		字目, 6文字目及び9文字目 ないし12文字目			
	6	番号1ないし番号5以外の 不開示部分	諮問に当たり新たに開示		